

平成 25 年度 事業報告書

社会福祉法人賀集会
ケアハウス賀集楽

平成 25 年度 社会福祉法人賀集会 事業報告

賀集会・ケアハウス賀集楽 基本理念・基本方針・援助方針

1. 基本理念

生活の中で誰もが持っている『喜怒哀楽』を真摯に受け止め、感情豊かに、心穏やかに暮らしていただけるように支援をいたします。

また、地域社会の一員として、共に支えあい生活できるような開かれた施設づくりを目指し、地域福祉の拠点となれるよう努めます。

2. 基本方針

①入居者の方が、できるだけ自由で、自宅での暮らしに近い生活を送ることができるように支援する。

②入居者の方が、障害の有無にかかわらず、できるだけ長期間、安心して生活することができるように支援する。

③入居者の方が、入院等されていても“早く賀集楽へ帰りたい”と願っていただけるような、“賀集楽らしさ”を大切にする。

3. 援助方針

①入居者の方ひとりひとりの生活のペースに合わせる。
～施設側の都合を優先しない。

②入居者の方ひとりひとりの自主性を尊重する。
～管理的にならない。

③入居者の方ひとりひとりに適切な言葉使いと態度で接する。
～入居者は、代金を払ってサービスを利用していただいている『お客様』であることを忘れない。

平成 25 年度の運営目標の実施状況

I. 法人運営について

1. 関係法令並びに定款に則った法人運営

◎役員及び評議員の状況

①現員数（平成 26 年 3 月 31 日現在）

理事（評議員兼務）	6名
監事	2名
評議員	13名

②異動の状況

就任又は退任年月日	就 任	退 任
平成 25 年 10 月 31 日		評議員 1 名
平成 25 年 12 月 5 日	評議員 1 名（新任）	
平成 26 年 1 月 31 日		評議員 1 名
平成 26 年 3 月 27 日	評議員 1 名（新任）	

◎評議員会の開催状況

- ・第1回（平成25年5月29日(水) 10:00～11:00）

議案：①平成24年度収支決算及び事業報告の認定について
②社会福祉法人の権限移譲にかかる社会福祉法人賀集会定款の変更について
③就業規則の改正について
④負担増に関して入居者様及びご家族から寄せられたご意見等について

- ・第2回（平成25年12月5日(木) 10:00～11:30）

議案：①評議員の退任に伴う補充選任について
②ケアハウス賀集楽の運営状況報告及び第1次収支補正予算の認定について
③社会福祉法人・施設指導監査の結果について
④就業規則等の改正について
⑤介護事故の発生とその対応について

- ・第3回（平成26年3月27日(木) 10:00～11:00）

議案：①評議員の退任に伴う補充選任について
②社会福祉法人新会計基準の適用に伴う経理規程の改正について
③平成26年度収支予算及び事業計画の認定について

◎理事会の開催状況

- ・第1回（平成25年5月29日(水) 11:00～12:00）

議案：①平成24年度収支決算及び事業報告の認定について
②社会福祉法人の権限移譲にかかる社会福祉法人賀集会定款の変更について
③就業規則の改正について
④負担増に関して入居者様及びご家族から寄せられたご意見等について

- ・第2回（平成25年12月5日(木) 11:30～13:00）

議案：①評議員の退任に伴う補充選任について
②ケアハウス賀集楽の運営状況報告及び第1次収支補正予算の認定について
③社会福祉法人・施設指導監査の結果について
④就業規則等の改正について
⑤介護事故の発生とその対応について

- ・第3回（平成26年3月27日(木) 11:00～12:00）

議案：①評議員の退任に伴う補充選任について
②社会福祉法人新会計基準の適用に伴う経理規程の改正について
③平成26年度収支予算及び事業計画の認定について

◎監事監査

日 時：平成 25 年 5 月 23 日(木) 10:00～11:00

内 容：平成 24 年度の理事の業務執行状況及び法人の財産の状況

監査結果の伊勢市長への報告日：平成 25 年 5 月 29 日

◎その他

- ・平成 25 年 5 月 30 日 資産変更登記（資産総額 金 264, 559, 564 円）
- ・平成 25 年 6 月 12 日 伊勢市に社会福祉法人現況報告書提出
- ・平成 25 年 6 月 14 日 伊勢市より社会福祉法人定款変更認可書受理
（変更内容）社会福祉法人の定款認可、指導監査等の権限が三重県から市町村に移譲されたことに伴う変更。
- ・平成 25 年 11 月 7 日 平成 25 年度社会福祉法人指導監査、社会福祉施設指導監査法人の所轄庁である伊勢市と社会福祉施設の指導監督権限を持つ三重県との合同で行われた。指導結果は以下の通り。

○社会福祉法人指導監査結果

（改善事項）

なし

（指導事項）

※法人運営について

- ①役員就任時には、親族等の特殊関係申立書を徴すること。
- ②実習生、ボランティアの受け入れについて、マニュアル作成を行うよう努力すること。

※会計経理

- ①資金収支計算書について、予算超過支出となっているので、補正予算等予算編成を適切に行うこと。
- ②内部牽制上、印鑑管理者、通帳管理者、現金管理者は別々に選任すること。
- ③小口現金について、経理規程に定める限度額を超過した取扱いがあるので、限度額以内の取扱いとすること。また、精算時に会計責任者が点検を行うこと。
- ④金銭収納について、会計責任者の認印を押印していないので、経理規程第 21 条に基づき、認印を押印した領収書の発行処理を行うこと。
- ⑤未納者の管理について、未納者台帳を作成して管理を行うこと。
- ⑥財産目録について、登記簿の情報と不一致の箇所があるので、登記簿の内容を正確に記載しておくこと。運用財産が基本財産として財務諸表に計上されているので、是正しておくこと。
- ⑦固定資産の減価償却について、償却方法等現状に即した規定になっていないので、経理規程の整備を行うこと。
- ⑧賞与引当金について、給与規程に基づき計上額を算定し、計上すること。

⑨内部監査について、内部監査が行われていないので、適任者を選任し、経理規程第53条の規定に基づき内部監査を実施すること。

⑩不動産管理委託契約、社会保険労務士委託契約について、契約更新がされていないので、契約手続を行うこと。

○社会福祉施設指導監査結果

(改善事項)

なし

(指導事項)

①旅費規程について、私有車を使って出張した場合の旅費の算定方法が規定されていないので、規程に追加すること。

②職員の健康管理について、腰痛防止策を講じること。

③防災体制の状況について、職員の権限及び責任分担を明確にするため、業務分担表を作成すること。

④施設サービス計画について、利用者本人と家族の生活に対する意向を十分配慮して、計画を作成すること。

⑤階層区分の決定について、収入申告書の収入及び必要経費は挙証資料に基づいて確認すること。

指摘を受けた事項は、すぐに対応できるものは25年度中に改善を行い、時間を要するものについては、26年度以降順次、改善に向けて取り組んでいく。

2. 地域に多様な福祉サービスを提供し、かつ、法人の運営基盤を強化することを目的に、新たな事業展開の計画を進める。

平成24年度分、25年度分と2年連続で落選した特別養護老人ホームの整備計画を断念し、新たな事業計画の策定を模索した1年であった。通所介護等の居宅サービス事業の実施も検討したが、最終的な方針決定に至らず、26年度以降に持ち越すこととなった。

II. 会計経理について

1. 社会福祉法人会計基準他関係法令並びに経理規程に則った事務の体制整備

2. 内部監査体制の確立

3. 社会福祉法人新会計基準への移行に向けた準備を進める。

・年度の後半から、新会計基準移行に向けた準備作業を本格化させた。研修会への参加、財務経理ソフトの選定と導入、経理規程の改正、新旧勘定科目の突き合わせ等の作業を行い、26年度当初からスムーズに移行できるよう準備を行った。

Ⅲ. 施設運営管理について

1. 長期に安定した運営を行うため、施設の収支差額の改善を目指し、次の対策に取り組む。

24年度に引き続き、収支改善による運営の安定を図ることを目的に、次の①～⑥の対策に重点的に取り組んだ。

対策① 年間98%の入居稼働率を維持する。

※入居者の方の入院日数を減少させる

※退去後の新規入居者の迅速な受け入れ

※入居者の入院期間中の短期利用の受け入れ促進

表1 在籍者数・在籍率

年 度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
要支援の方の延べ人数	1,360	1,968	1,900	1,250	1,195	1,491	2,464	2,499
要介護の方の延べ人数	12,460	15,489	15,960	16,400	16,075	16,557	15,687	15,669
合 計	13,820	17,457	17,860	17,650	17,270	18,048	18,151	18,168
在籍率	82.5%	95.4%	97.9%	96.7%	94.6%	98.6%	99.5%	99.6%

表2 入院や外泊をされている方を除く実質的なご利用者数・入居率

年 度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
要支援の方の延べ人数	1,315	1,935	1,868	1,217	1,185	1,485	2,414	2,495
要介護の方の延べ人数	12,138	14,911	15,617	16,125	15,635	16,337	15,427	15,563
合 計	13,453	16,846	17,485	17,342	16,820	17,822	17,844	18,058
入居率	80.3%	92.1%	95.8%	95.0%	92.2%	97.4%	97.8%	98.9%
1日あたりの利用者数	36.9人	46.0人	47.9人	47.5人	46.1人	48.7人	48.9人	49.5人

表3 入院・外泊日数の推移

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
入院・外泊による不在日数	611日	375日	308日	450日	226日	307日	110日

表4 医療機関への入院の状況

月	要介護度	入 院 理 由	日数	月合計	備考
4	要介護5	誤嚥性肺炎	17	44	入院中に退居
	要介護4	肺炎	27		入院中に退居
7	要介護4	急性下肢動脈閉塞	2		

	要介護4	食欲不振（脱水）	5	7	
8	要介護4	食欲不振（脱水）	16	18	入院中に退居
	要介護1	低血糖	2		
9	要介護1	低血糖	3	3	
1	要介護2	肝臓癌	4	6	
	要支援1	ペースメーカー交換	2		
2	要介護2	肝臓癌	23	23	入院中に退居
合 計				101日	

・入居者の入院日数は、24年度と比べると大きく減少した。大きく減少した理由として、入居者の方の日頃の様子や変化をいち早く察知し、嚥下困難な方への食事をゼリー食などの嚥下状態にあった形態や、栄養状態も考慮し、栄養調整食品のような無理なく摂取できる食品を取り入れるなどの対策をとったことや、食事摂取の際も飲み込みの確認を確実にすること、口腔ケアを行うことにより、口の中を清潔に保ち、口腔内の細菌数を減らすことで誤嚥性肺炎の予防対策に繋がった。これらの予防対策を講じてきたことで、肺炎や誤嚥性肺炎の入院数が少なくなったことが大きいと考えられる。

また、骨折による入院は0件であり、これについても日常のケアの中での骨折予防策を講じている成果とも考えられる。なお、入院中、病状が回復せず医療的なケアが常に必要であるために退居された入居者が4名おられた。3名の方が、その数日後に死去されている。

表5 新規入居及び退居者の状況 (人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
入居		2			1	1	1			1		1	7
退居	2				1	1	1			1	1		7

表6 退居理由内訳 (人)

	死亡		医療機関 に入院	他施設 に転居	その他	合計
	当施設	医療機関				
平成18年度		3	2	1	4	10
平成19年度		3	1	3		7
平成20年度	1	2	1	2		6
平成21年度	3	4	5	1		13
平成22年度	1	2	2			5
平成23年度	7	2				9
平成24年度	6	1	1			8
平成25年度	1		4	2		7

・新規入居者7名の入居前の居所の内訳は、自宅3名、介護老人保健施設2名、有料老人ホーム2名である。

一方、退居者7名のうち3名は入院中の医療機関で、1名は当施設で息を引き取られている。他施設へ移られた方は、特別養護老人ホームへ1名、介護老人保健施設へ1名である。平成22年度から24年度にかけて、他施設へ転居される方はいなかったが、上記2名の他施設転居の理由として、「人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料」の徴収開始により、施設利用料の支払いが厳しくなったことが一因として考えられる。

表7 平均空室期間

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
平均空室期間	43日	157日	27日	14日	11日

表8 入居待機者の状況

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
年度末時点の待機者数	92名	80名	94名	67名	68名	56名
うち、順番が来たら、直ぐ入居したいとの意向の方	/			23名	30名	21名
うち、将来的には入居したいとの意向の方				44名	38名	35名
入居申込のキャンセル件数	21件	37件	29件	55件	28件	18件
新規の入居申込受付件数	47件	37件	51件	35件	39件	10件
新規入居者の平均待機年数	1年6月	1年5月	1年8月	1年6月	1年1月	1年5月

・退居者が出てから、新規入居者が入るまでの空室期間は前年度に比べ大差なく短縮できている。23年度から始めた入居待機者に対する半年ごとの意向調査の継続、待機順位が上位の方に対する事前面接調査が当初の目的どおりに上手く機能しており、迅速な新規入居者の受け入れに繋がっている。

・入居申し込み受付件数について。平成24年度までの新規入居申し込み受付の平均が42件あった事に対し、平成25年度には問い合わせ件数が10件と減少した。

原因として考えられるのは、新しい施設が増え、早期入居できるようになった事と、当施設の利用料が上がった事も影響しているのかもしれない。

・短期利用について。24年度の介護報酬改定で短期利用が新たに制度化され、25年度も入院等による入居者不在時の空室の活用方法として利用者獲得を目指したが、利用実績はゼロに終わった。稼働率を上げるための方策のひとつとして事業計画の重点目標にあげていたが、空室対策としては効果が見込めないため来年度は事業計画から外す事とする。

対策② 利用者負担の増による収入の確保

「人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料」の徴収開始

・98%近い稼働率を達成しながらも、最終的に赤字となってしまった23年度、24年度の決算を受け、高稼働率の維持や経費削減といった経営の効率化を図るだけでは抜本的な収支改善は難しく、直接的に収入を増やす策を採る必要があると判断し、利用料の値上げに踏み切ることとなった。

・新たに徴収する利用料は、介護保険の給付対象外の介護サービス費用として特定施設入居者生活介護事業者を受領が認められている「人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料」である。看護・介護職員を、常勤換算方法で、利用者2.5人に1人以上配置していることが本利用料受領の要件で、当施設は平成20年度からこの要件を上回る人数の看護・介護職員を配置しており、また、収支を圧迫している主な要因が人件費負担であることも考慮し、本利用料の採用を決めた。

利用料の額は、実際に看護・介護職員にかかる人件費のうち、介護報酬では賄いきれない分を算出し、そこから入居者1人当たり月額20,000円に設定した。

・この「人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料」は、介護保険の給付対象外であり、全額が入居者の方の負担となる。高額な負担増となるため、入居者の方及びご家族に対して事前に詳しく説明しご納得をいただく機会を設ける必要があると考え、4～5月のゴールデンウィーク期間中に、3日間に渡り「入居者様のご負担増に関する説明会」を開催し、当施設の運営状況及び利用料の値上げに至る経緯について説明を行った。3日間で計25名のご家族に出席いただき、都合でご出席いただけなかったご家族や入居者の方には個別に説明を行い、厳しいご意見も頂戴したが、今回の負担増についてご理解をいただくことができた。

本利用料の徴収は平成25年6月利用分から開始し、激変緩和措置として、当初3ヶ月間（6月利用分～8月利用分）は半額の10,000円とし、9月利用分から満額徴収とした。

表9 利用料の平均額

	利用料・介護報酬一部負担金の総額	一日あたりの利用者数	1人当たりの負担額(年額)	月額利用料の1人当たり平均額
24年度	68,502,137円	48.9人	1,400,861円	116,738円
25年度	77,698,250円	49.5人	1,569,661円	130,805円

対策③ 入居者の方の要介護度区分の定期的な見直しと区分変更申請の実施

25年度中に行った区分変更申請実施件数… 6件

表10 要介護度分布（月次推移）（○…新規入居 ●…退居）（%）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
要支援 1	10.0	10.4	10.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	6.0	8.0	8.2	
要支援 2	4.0	6.3	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	4.0	4.0	
要介護 1	14.0	12.5 ○	16.0	18.0	20.0	22.0 ○	22.0 ○	26.0	26.0	26.0	24.0	24.4	
要介護 2	24.0	25.0	20.0	20.0	18.0	16.0	18.0	16.0	16.0	18.0 ○	22.0 ●	20.4 ○	
要介護 3	18.0	18.7	20.0	20.0	20.0 ○	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0 ●	18.0	18.4	
要介護 4	10.0 ●	8.4 ○	12.0	12.0	12.0 ●	10.0	10.0	10.0	10.0	12.0	14.0	14.3	
要介護 5	20.0 ●	18.7	16.0	16.0	16.0	16.0 ●	14.0 ●	12.0	10.0	10.0	10.0	10.3	
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
要介護度 変更	軽度 変更		1 → 支1	5→4 2→1		2→1	2→1		2→1	5→4		支2 → 支1	
	変更 なし	1→1	支1 → 支1 3→3		2→2	2→2 2→2	3→3 1→1 4→4 4→4 5→5	5→5 1→1 2→2	5→5 4→4	1→1 1→1 支1 → 支1	3→3 支2 → 支2	支1 → 支1	1→1
	重度 変更	支2 → 1 3→5 1→2	支1 → 支2	支1 → 1 2→3			1→2				支1 → 2 3→4	1→2	

対策④ 各種助成金、補助金等の積極的な活用

25年度中に受給した補助金及び助成金

- ・三重県軽費老人ホーム運営費補助金 13,805,000円
- ・三重県結核健康診断補助金 15,904円
- ・雇用保険両立支援助成金（子育て期短時間勤務支援助成金） 400,000円

対策⑤ 事務費、事業費支出の見直しと無駄の削減

※電気、水道、ガスの節約の取り組み

※物品の購入価格の見直しと適切な使用量の把握

※業務委託の見直し

※目標金額を設定した上での、経費削減の取り組み

エネルギー・経費削減委員会活動記録

○25年度スローガン「無理・無駄の無い経費削減」

○取り組み内容

日 程	内 容
毎月	昨年との電力使用量の比較、共有フィルター清掃
4月	休憩室内に温度設定表示、加湿器撤去・扇風機設置
5月	5月以降毎月→電気料金比較グラフ記入と掲示、よしず設置
6月	ポーチ看板照明消灯時間4時→20時に変更
8月	夏季のエアコンと照明の使用についてのアンケート実施
9月	共同生活室 ボール電球をLEDに交換
10月	よしず・扇風機撤収
12月	介護員室エアコン設置 見積もり依頼
1月	対象居室の温度・湿度の記録試行
3月	共有スペース等、対象の蛍光灯をLEDに交換

○その他取り組んだこと、全体的な効果

- ・プラスチック手袋の値下げ交渉を行った結果、試算で年間約46,900円の経費削減となった。
- ・ポーチ看板照明のタイマー設定の変更により、使用時間を1日約8時間短縮し、試算では年間で約22,798円の経費削減となった。
- ・共同生活室吊り下げ照明10台全てを白熱電球(100w)→LED(15.6w)に交換することにより、消費電力が84.4%削減できた。
- ・共同生活室・廊下常夜灯・厨房・事務所の蛍光灯をLEDに交換した。試算では年間約180,000円の経費削減となる。
- ・今年度の使用電力量の前年比は101%と前年並みであり、節電取り組み前の平成22年度比は91%である事から、職員の節電に対する意識はある程度定着してきたと感じる。前項目にあるように、点灯頻度の高い対象場所の蛍光灯をLEDに交換しているため、次年度は使用電力量の若干の削減が期待できる。

○取り組めなかったこと及び今後の課題

- ・1月の外気温が低い日に最大電気使用量が今までの66kwのピーク電力を超え、67kwに更新されてしまった。ただ、平成23年の12月までの73kwと比較すると減少している。
- 必要な電気まで削減してはならないが、照明の間引き節電や、加湿器の交換、そして今年度3月に実施した蛍光灯のLEDへの交換をおこなっているため、今後も職員や入居者に協力をお願いし、できるだけ無駄な電気を省き、最大電気使用量を抑えていきたい。

対策⑥ 職員処遇の維持及び人件費総額の抑制

※定期昇給制度の維持、施設の経営状況に応じた賞与支給率の設定

※定年以降再雇用者の処遇基準の明確化

※福利厚生の見直し、福利厚生規程の制定

・毎年の定期昇給は維持しつつ、収支差額改善のための人件費総額抑制の観点から、賞与の支給率を、24年度の年間2.75ヶ月分（管理職2.475ヶ月分）から、管理職年間1.5ヶ月分、一般職員年間2ヶ月分に削減することとした。削減にあたっては、職員会議を開き、施設の運営状況と安定運営に向けて必要不可欠な対策であることを説明し、各職員に理解と協力を求めた。

・平成25年4月1日から高年齢者雇用安定法の改正を受け、希望者全員を65歳まで継続雇用する旨を就業規則に位置づけた。同時に、定年再雇用者の取り扱いが不明確であった退職金について、退職金規程を改正し、支給対象職員の範囲を明確にした。（定年再雇用者は退職共済に加入できない旨を規定した。）

・福利厚生の一環として、掛金法人負担で加入していた団体生命保険を解約した。

2. 人事管理、労務管理面では以下の対策に取り組む。

対策① やりがいや将来の希望を持って働き続けることができる職場環境の整備、職員の定着促進

※職員の権限及び業務分掌の明確化

※給与体系の全体的な見直し、キャリアパス制度の確立

※介護福祉士、介護支援専門員等の資格取得支援制度の継続

・職員権限の明確化、給与体系の見直し、キャリアパス制度の確立といった課題に対しては、給与制度、人事評価制度、等級制度が連動するトータルな人事制度の実現を目指して検討を開始した。外部のコンサルティング会社に依頼し、当法人の給与、人事制度の問題点を洗い出した上で、改善の方向性を提案してもらったが、それ以上進展させることはできなかった。職員の評価に関わることなので、じっくりと時間をかけて、職員の納得が得られる制度設計を目指していきたい。

・職員の資格取得促進を目的に平成20年度から運用してきた資格取得支援制度について、現在在籍中の職員の多数が資格取得済みとなったこと、平成25年4月より、従来のホームヘルパー2級制度が廃止され、介護職員初任者研修が創設されるなど介護に係る資格体系が変更されたことを受けて、制度の内容を縮小して存続させることとした。具体的には、介護福祉士や介護支援専門員等の資格取得にかかる受験料等の援助はこれまで通り継続し、ホームヘルパー2級や社会福祉主事等の養成講習受講費用の援助と資格取得後の祝金支給制度は廃止した。

表 11 職員数の推移（各年度末（3月31日）時点の状況）

		H18年5月 (開設時)	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末	
職員数	常勤	21人	23人	20人	22人	22人	24人	25人	23人	24人	
	非常勤	7人	6人	8人	18人	19人	17人	15人	16人	13人	
	合計（常勤換算後）	25.9人	26.7人	25.4人	31.5人	31.1人	33.8人	33.7人	33.1人	31.4人	
	内 訳	介護職員 常勤12人 非常勤4人	常勤12人 非常勤4人	常勤14人 非常勤2人	常勤13人 非常勤2人	常勤16人 非常勤7人	常勤16人 非常勤9人	常勤16人 非常勤9人	常勤17人 非常勤6人	常勤14人 非常勤7人	常勤17人 非常勤5人
		看護職員 2人以上	常勤3人	常勤3人 非常勤1人	常勤1人 非常勤3人	常勤1人 非常勤4人	常勤1人 非常勤4人	常勤1人 非常勤3人	常勤1人 非常勤3人	常勤1人 非常勤3人	非常勤3人
		介護・看護職員 数(常勤換算後) 16.7人以上	18.1人	18.4人	17.6人	23.1人	23.9人	24.0人	23.3人	21.8人	21.4人
		施設長 1人以上	常勤1人	常勤1人	常勤1人	常勤1人	常勤1人	常勤1人	常勤1人	常勤1人	常勤1人
		副施設長							常勤1人	常勤1人	常勤1人
		計画作成担当者 (ケアマネージャー) 1人以上	常勤1人	常勤1人	常勤1人	常勤1人	常勤1人	常勤1人	常勤1人 (介護職員兼務)	常勤1人 (兼務→専従)	常勤1人
		生活相談員 1人以上	常勤1人	常勤1人	常勤1人	常勤1人	—	常勤1人	常勤1人 非常勤1人	常勤1人 非常勤1人	常勤1人 非常勤1人
		事務員 1人以上	常勤2人	常勤2人	常勤2人	常勤1人 非常勤1人	常勤2人	常勤2人 非常勤1人	常勤2人 非常勤1人	常勤2人 非常勤1人	常勤1人 非常勤1人
		栄養士 1人以上	常勤1人	常勤1人	常勤1人	常勤1人	常勤1人	常勤1人	常勤1人	常勤1人	常勤1人
	その他の職員 適当数	非常勤3人	非常勤3人	非常勤3人	非常勤6人	非常勤5人	常勤1人 非常勤4人	常勤1人 非常勤4人	常勤1人 非常勤4人	常勤1人 非常勤3人	
1年間の 入退職者	入職者数		常勤5人 非常勤2人	常勤9人 非常勤1人	常勤13人 非常勤12人	常勤1人 非常勤3人	常勤1人 非常勤3人	非常勤2人	常勤5人 非常勤2人	常勤2人	
	退職者数		常勤7人	常勤10人	常勤9人 非常勤6人	非常勤1人	常勤2人 非常勤3人	非常勤2人	常勤5人 非常勤2人	常勤2人 非常勤2人	

注) 職員数は育児休業、休職等の長期不在中の者を除く。

表12 平均勤続年数の推移（各年度末（3月31日）時点の状況）

		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
平均勤続年数	全体	10月	1年6月	1年8月	2年6月	3年4月	4年3月	5年	5年11月
	常勤	10月	1年6月	1年11月	2年8月	3年6月	4年5月	5年	5年8月
	非常勤	10月	1年7月	1年5月	2年3月	3年1月	4年	4年11月	6年5月
	介護職	10月	1年4月	1年7月	2年4月	3年1月	3年11月	4年5月	5年4月
	看護職	8月	1年8月	1年9月	2年9月	3年8月	4年8月	5年8月	6年8月
	管理職	1年1月	2年1月	3年1月	4年1月	5年1月	6年1月	7年1月	8年1月
	事務員	1年	1年4月	1年8月	1年7月	1年7月	2年7月	3年7月	4年6月
	生活相談員	1年	2年	1月	1年1月	2年1月	3年11月	4年11月	5年11月
	計画作成担当者						5年7月	6年7月	7年7月
	栄養士	6月	1年6月	2年6月	3年6月	4年6月	5年6月	6年6月	7年6月
	その他	11月	1年11月	1年11月	3年3月	4年4月	5年4月	6年4月	7年3月

注1) 平均勤続年数の算定には、育児休業、休職等の長期不在中の者も含む。

注2) 18年度～22年度までの計画作成担当者は、管理者が兼務しているため空欄となっている。

・25年度末時点の職員数は表10のとおり。全体としては24年度末と大差ないが、介護職員は非常勤職員から常勤職員へシフトがみられる。3年ぶりに新卒採用（専門学校、高校）を行ったことと、年度中に非常勤から常勤へ雇用形態を変更した事例があった。

25年度末時点の平均勤続年数は、5年11ヶ月である（表11）。

人事異動の状況

- 入職 平成25年4月1日 介護員3名（正職）
（新規採用2名、介護雇用プログラム緊急雇用創出事業終了後正式採用1名）
- 退職 平成25年4月30日 非常勤介護員1名（勤続1年7月）
平成25年9月30日 介護員1名（勤続6月）
平成25年12月31日 非常勤介助員1名（勤続7年8月）
平成26年2月28日 事務員1名（勤続4年10月）
- 長期休業 ～平成25年9月16日 介護職員1名 育児休業
平成26年2月25日～ 看護職員1名 介護休業

資格取得等支援補助制度の利用状況

- ・資格取得費用援助制度利用者…1名

表13 有資格者数の推移 (人)

		18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末
介護福祉士	正職	2	1	3	3	5 (1)	5	13 (4)	14
	非常勤			1	1	1	2	2	1

介護支援専門員	1	1	1	1	1	2 (1)	3 (1)	4 (1)
社会福祉士					1	1	1	1
社会福祉主事	2	3	5 (1)	3	3	7 (4)	8 (1)	8

注)カッコ内は当該年度に資格取得支援制度を利用した人数を再掲。

年次有給休暇の取得状況

表 14 年次有給休暇取得率の推移

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
対象職員数	12	18	24	33	36	36	39	38
付与日数	114	186	251	369	444	508	599	612
取得日数	19.5	69	126	295	276.5	363	464	537
消化率	17.1	37.1	50.2	79.9	62.3	71.5	77.5	87.7

注)平成18年度は開設年につき、最初の6ヶ月間は年休取得者がいない為、表の取得日数は後半6ヶ月間の実績である。

育児・介護との両立支援制度の利用状況

- ・育児短時間勤務制度
利用人数 3名 (25年度末時点の利用人数2名)

対策② 就業規則等各種規程に係る法令の改正内容が適切に反映されるよう適宜改正し、その内容を職員に周知する。

- ・平成25年4月1日付 就業規則 改正
(内容) 第31条 希望者全員の65歳までの継続雇用制度の導入
- ・平成25年4月1日付 資格取得等支援補助細則 改正
(内容) 第4条・第5条 資格取得支援制度の内容縮小
- ・平成25年6月1日付 就業規則 改正
(内容) 第22条の2 年次有給休暇の時間単位での付与の制定
- ・平成25年6月1日付 短時間勤務職員就業規則 改正
(内容) 第17条の2 年次有給休暇の時間単位での付与の制定
第29条の2 希望者全員の65歳までの継続雇用制度の導入
- ・平成26年1月1日付 就業規則 改正
(内容) 第12条 職員の兼業を許可する場合の兼業取扱規程の制定
第26条 育児短時間勤務制度の適用年齢を延長
第29条 特別休暇の内容の改正
- ・平成26年1月1日付 育児・介護休業・看護休暇等に関する規則 改正
(内容) 第21条 年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定の条件に介護休暇を追加
第22条 第21条の改正に伴う法令との関係の改正
- ・平成26年1月1日付 退職金規程 改正
(内容) 第1条の2 退職金の支給対象職員の範囲を明記
第3条 掛金調整月の変更

- ・平成 26 年 1 月 1 日付 短時間勤務職員就業規則 改正
 - (内容) 第 8 条 職員の兼業を許可する場合の兼業取扱規程の制定
 - 第 21 条 育児短時間勤務制度の適用年齢を延長
 - 第 22 条 特別休暇の内容の改正
 - 第 27 条 昇給月の変更

対策③ 法令で定められた定期的な健康診断を行い、職員の健康管理に資する。

定期健康診断の実施 平成 25 年 9 月 17 日～9 月 27 日 (夜勤従事者 計 14 名)

平成 26 年 1 月 10 日 (非常勤職員含む全職員対象 計 39 名)

対策④ 研修内容を充実させ、職員のスキルアップを支援する。

表 15 職場内研修の実施状況

日 程	内 容
平成 25 年 6 月 19 日	「食中毒予防の基本と正しい手洗い方法について」 講師:伊勢保健所 保健衛生室 衛生指導課 浅井隆治主幹 9 名参加
8 月 30 日	高齢者介護による薬の基礎知識 講師:さくら薬局エリア統括マネージャー 松井孝則薬剤師 10 名参加
9 月 30 日 10 月 15 日	施設内勉強会「老人福祉法」 講師:副施設長 14 名参加
10 月 29 日	高齢者虐待防止研修 講師:伊勢市東地域包括支援センター 主任介護支援専門員:竹内氏, 社会福祉士:前田氏 13 名参加
11 月 22 日	施設内研修「認知症サポーター養成講座」 講師:伊勢市東地域包括支援センター 看護師:中森氏、社会福祉士:前田氏 15 名参加
11 月 28 日	施設内研修「感染症対策委員会・インフルエンザ Q&A」 講師:感染症対策委員会 15 名参加

表 16 職場外研修の実施状況

日 程	研 修 名	主催者・場所	参加者
平成 25 年 4 月 3 日	新入社員研修会	(株) 百五経済研 究所・松阪市	介護員
5 月 17 日	社会福祉法人役員及び幹部職員研修会	三重県健康福祉 部・津市	副施設長
6 月 19 日	衛生管理研修会 「福祉現場での感染症予防対策」	経営協・津市	栄養士 介護員
6 月 24 日	スキルアップ研修「リーダーのための 接遇マナー実践研修」	県社協・津市	介護員
8 月 27 日 ～28 日	甲種防火管理講習	日本防火・防災協 会・伊勢市	介護員

8月12日	福祉栄養士研修会	福祉栄養士研究会	栄養士
8月28日	法人経営研修会 「社会福祉法人の経営基盤強化に向けて 給与制度・人事考課の見直し」	経営協・津市	副施設長
9月4日	課題別専門講座 「施設における虐待について」	県社協・津市	介護員
9月6日	業種別研修(老人)「老人福祉施設にお けるリスクマネジメント」	県社協・津市	介護員
9月19日	給食施設管理者研修会	伊勢保健所・津市	栄養士
10月3日	社会福祉法人トップセミナー	県社協・津市	副施設長
10月29日 11月28日 ～29日	介護施設で働く看護職のための看護実 務者研修	県健康福祉部・津 市	看護主任
11月13日	スキルアップ研修「拘縮予防・改善の 為の介護」	県社協・津市	介護主任
11月14日	合同研修会 「伊勢市における要援護者支援対策と災 害時における応急措置に関する協定」	伊勢市介護保険サ ービス事業者連絡 会	施設長・ 副施設 長・総務
11月19日	合同研修会「介護保険施設見学」	伊勢市介護保険サ ービス事業所連絡 会	生活相談 員
12月11日	新会計基準研修会	県健康福祉部・津 市	副施設長
12月12日	給食施設従事者研修会	伊勢保健所・伊勢 庁舎	栄養士
平成26年 1月17日	腰痛予防対策講習会	日本労働安全衛生 コンサルタント 会・サンワーク津	総務
1月20日	役員等研修会 「社会福祉法人におけるガバナンス・コ ンプライアンスの重要性」	経営協・県社会福 祉会館	副施設長
1月31日	「新会計基準の移行と会計処理」	県社協・県社会福 祉会館	副施設長
2月5日	百五経済研究所「社会保険・労働保険 の手続き届出の実務」	四日市商工会議所	総務

2月12日	事例から学ぶ「管理者の事故対応」	あいおいニッセイ同和損保・県総合文化センター	副施設長
3月6日	成年後見制度講習会	伊勢市健康福祉部・ハートプラザみその	生活相談員
3月7日	地域福祉力向上研修会「相談援助技術習得研修会」	伊勢市社協・ハートプラザみその	生活相談員
3月13日	福祉施設におけるボランティアコーディネートネーション	伊勢市社協・ハートプラザみその	副施設長 生活相談員

・虐待防止研修について。平成24年から虐待防止研修会を毎年開催している。25年度も伊勢市東地域包括支援センターを講師に招き、「不適切ケアを知り、虐待の芽を摘む事」を目的とし、研修やアンケート等を行った。研修を経て、何が適切なのか？不適切なケアをどう適切なケアに変えていくのかを多職種で話し合い、改めて考えるいい機会となった。

表17 会議の開催

会議名	日付	参加者	主な議題
介護職員会議	平成25年12月16日	副施設長・介護主任・介護リーダー・介護職員	介護事故の発生を受けて、安全に介護を行う方法について
定例会議	月1回開催	施設長・副施設長・介護主任・介護リーダー・看護師・栄養士・事務職員・生活相談員又は計画作成担当者	施設内の行事予定、入居者の方に関する検討事案について
ケアカンファレンス	計75回開催	施設長・副施設長・介護主任・看護師・栄養士・担当介護職員・生活相談員・計画作成担当者	入居者の方のサービス計画の策定と見直しについて
入居検討委員会	計6回開催	施設長・副施設長・介護主任・看護師・栄養士・計画作成担当者・生活相談員	入居待機者の事前面接調査結果の情報共有及び入居の可否の判断
各委員会会議	概ね月1回開催	担当職員	各委員会取り組み内容について
給食会議	月1回	施設長・副施設長・栄養士・委託業者所長及び現場担当者	給食及び行事食の内容、日々の業務改善について

・平成23年7月に廃止した月例の定例会議を、平成25年8月より再開した。職員全員参加を原則としていた従来の開催規定を改め、各部門の代表者による会議という形で運営することとした。

3. 定期的な消防訓練の実施及び消防設備の点検

消防訓練の実施

平成25年7月3日 自衛消防訓練（昼間想定）※地震・連絡・火災
前日21時に「ケアハウス賀集楽災害時職員緊急連絡網」を使用

した電話による連絡訓練を行う。
平成 25 年 10 月 17 日 自衛消防訓練（夜間想定）※連絡・火災
前日に同上の連絡訓練を行う。

消防設備、居室内の電気設備等の自主点検 毎月 1 回実施

4. 衛生管理

定期点検、定期清掃の記録

- ・ エアコン、換気空清機等のフィルター清掃 シーズン毎に実施
- ・ 床、窓清掃（専門業者） 平成 26 年 1 月 28 日～30 日
- ・ 厨房グリストラップ清掃（専門業者） 平成 25 年 4 月 5 日、平成 25 年 6 月 25 日
平成 25 年 10 月 4 日、平成 26 年 2 月 13 日
- ・ 厨房防虫防鼠管理（専門業者） 毎月 1 回点検実施
- ・ 消防設備点検（専門業者） 平成 25 年 9 月 15 日、平成 25 年 11 月 11 日
- ・ 電気設備点検（専門業者） 隔月 1 回点検実施
年次点検 平成 25 年 5 月 22 日
スプリンクラー予備発電機竣工点検 平成 25 年 2 月 8 日
- ・ 浴槽水水質検査（専門業者） 平成 26 年 1 月 21 日
- ・ 浴槽水残留塩素測定 毎日入浴前に実施

5. 広報誌やホームページを通して、施設内の情報を開示する。

広報委員会活動記録

- ・ 平成 25 年 4 月 15 日 賀集楽だより 11 号発行
- ・ 平成 25 年 7 月 15 日 賀集楽だより 12 号発行
- ・ 平成 25 年 10 月 15 日 賀集楽だより 13 号発行
- ・ 平成 26 年 1 月 15 日 賀集楽だより 14 号発行

○取り組み内容及び成果

- ・ 広報誌の第 11 号から第 14 号を発行した。発行にあたっては見やすさを重視し入居者の普段の様子などご家族に伝える事ができた。
広報誌の内容の企画、記事の執筆にあたっては、各号の担当者を職員で振り分ける事にした。それにより様々な意見が出て、楽しい紙面作りが出来たと評価している。

○取り組めなかったこと、今後の課題

- ・ 広報誌の担当別で話し合い等の時間があまり取れず、原稿依頼が発行ぎりぎりになってしまった。担当者は委員会を早めに開催し、記事についても話し合いをし、家族が身近に感じるような広報誌を作成していきたい。
- ・ ブログの更新が少なくなっているため、広報委員会以外の職員にも協力してもらいブログの内容を充実させていきたい。

※財務情報の開示について

社会福祉法人に対する経営状況や財務情報の開示が求められている中、当法人もホームページに 24 年度財務諸表及び事業報告書を掲載し、情報開示に努めた。

表 18 要介護度分布の推移

年 度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
要支援 1	6.0%	6.5%	4.7%	2.1%	4.3%	5.9%	10.1%	8.3%
要支援 2	6.7%	5.0%	6.0%	4.9%	2.7%	2.4%	3.5%	5.6%
要介護 1	34.8%	22.6%	13.6%	14.3%	19.9%	16.7%	16.7%	21.2%
要介護 2	20.6%	25.8%	27.3%	22.8%	21.6%	21.1%	21.6%	19.7%
要介護 3	19.6%	26.0%	29.9%	34.5%	33.0%	28.3%	18.9%	20.2%
要介護 4	11.9%	13.2%	15.6%	17.1%	10.0%	13.4%	12.8%	11.3%
要介護 5	0.4%	0.9%	3.0%	4.3%	8.4%	12.2%	16.4%	13.8%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

平均要介護	1.89	2.14	2.39	2.56	2.47	2.61	2.55	2.41
-------	------	------	------	------	------	------	------	------

平均要介護度

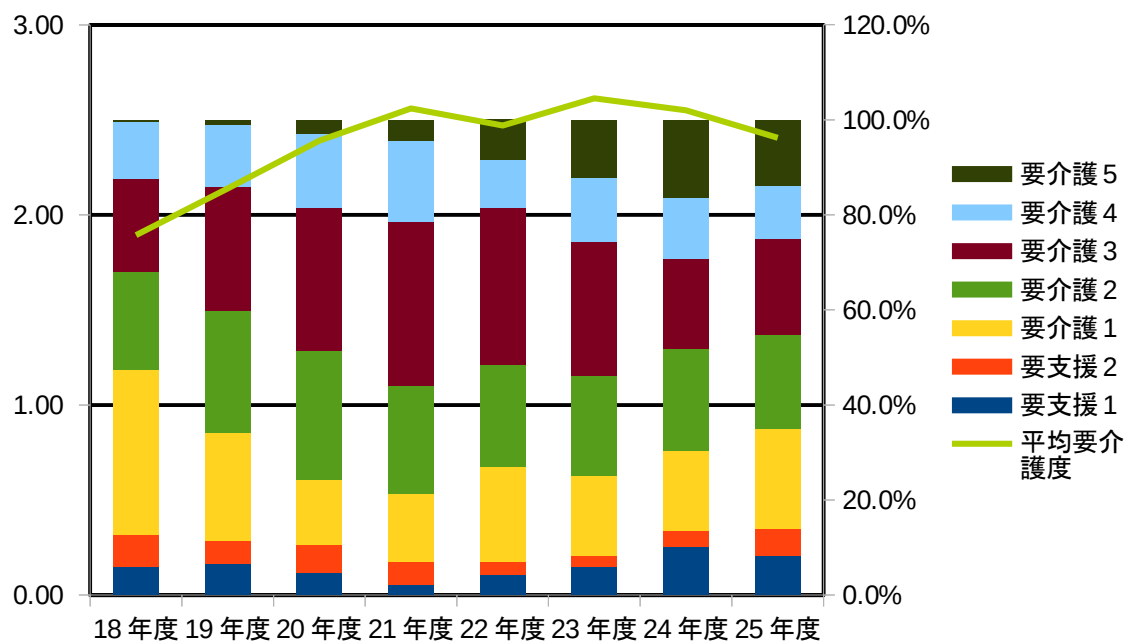


表 19 入居者の要介護度別入居期間（平成 26 年 3 月 31 日現在）

		6 ヶ月未満	6 ヶ月～ 1 年未満	1 年以上	2 年以上	3 年以上	5 年以上	合計	平均	
要支援 1	男					1		1	3 年 10 ヶ月	
	女			1		1	1	3	4 年 1 ヶ月	
要支援 2	男							0	0 ヶ月	
	女			1	1			2	2 年 1 ヶ月	
要介護 1	男	1	1	2		1	1	6	2 年 8 ヶ月	
	女		3	1	1	1		6	1 年 8 ヶ月	
要介護 2	男	1		1			1	3	2 年 9 ヶ月	
	女	2		1	1	1	3	8	3 年 11 ヶ月	
要介護 3	男						2	2	7 年 10 ヶ月	
	女		1		2	1	3	7	4 年 7 ヶ月	
要介護 4	男				1		1	2	5 年 0 ヶ月	
	女					1	4	5	6 年 6 ヶ月	
要介護 5	男							0	0 ヶ月	
	女					3	2	5	5 年 6 ヶ月	
合計		4	5	7	6	10	18	50	4 年 1 ヶ月	
									最長	7 年 10 ヶ月
									最短	0 ヶ月

表 20 入居者の年齢分布（毎月月末時点）

		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
65～69 歳	男	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	女												
70～74 歳	男	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1
	女										1	1	1
75～79 歳	男							1	1	1	1	1	1
	女	2	2	2	2	3	3	3	3	3	1	1	1
80～84 歳	男	2	3	3	3	3	3	4	4	4	3	3	3
	女	10	11	11	11	10	9	8	8	8	9	8	8
85～89 歳	男	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	4
	女	11	11	11	11	11	13	13	13	13	13	13	13
90～94 歳	男	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	女	8	8	8	8	8	7	6	6	6	6	6	6
95～99 歳	男	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	女	6	6	6	6	6	6	7	7	7	7	7	7
100 歳～	男												
	女												
合計	男	11	12	12	12	12	12	13	13	13	13	13	14
	女	37	38	38	38	38	38	37	37	37	37	36	36
平均年齢	男	87 歳 6 ヶ月	87 歳 5 ヶ月	87 歳 6 ヶ月	87 歳 7 ヶ月	87 歳 7 ヶ月	87 歳 6 ヶ月	87 歳 4 ヶ月	87 歳 5 ヶ月	87 歳 6 ヶ月	87 歳 5 ヶ月	87 歳 6 ヶ月	87 歳 8 ヶ月
	女												

- ・平成 26 年 3 月 31 日現在の平均年齢は、男性 85 歳 6 ヶ月、女性 88 歳 6 ヶ月である。
- ・平成 26 年 3 月 31 日現在の最高齢者 99 歳 1 ヶ月（女）、最年少 69 歳 6 ヶ月（男）。

IV. 入居者援助について

1. 施設サービス計画（ケアプラン）の作成と見直しに係る法令に定められた一連の手続きを適切に行う。

- ・新規入居に伴い、入居時にケアプランを作成し、ご家族及びご本人に説明する事ができた。
- ・ご家族の意向を伺い、入居者も参加してカンファレンスを開催出来た事例もあるが、自分で発語出来ない方は、ご家族の意向だけになってしまう事があり、そのご家族の意向も引き出す事が難しい。入居者の思いを中々汲み取れないという問題がある。例えば「家に帰りたい」等の希望があったとしても、実現が不可能と思われるケースがほとんどで、ご本人の意向をそのままケアプランに反映させていく事が難しいと実感した。
- ・また、職員全員にケアプランを開示しているが、日々のケアに反映されていない事が多く、「絵に描いた餅」になっているのではないかとの不安もある。

2. 自立支援を念頭に置いたケアの実施

- ・残存機能を維持することは、入居者の方に、生きがいを見い出し、楽しみを抱き、ハリのある生活を一日でも永く続けていただくために欠かせないケアである。

「できること」をしていただくことで、自分に自信を持ち、意欲的な生活ができる。「できないこと」は支援を受けることで、安心感を得て生活できる。そのような環境を調えることが、自立を支援することであると考えている。しかし、「できること」の中にも段階があり、事後の確認作業は不可欠であり、日々の感情の波や、体調の変化によっても流動的であるため、常に観察することが求められる。

一方で、身の回りのことが自立されている入居者の方には、自立されているが故に、声かけやかかわりを持つ機会が少なくなる傾向にあるため、孤独感や寂しさを抱かれることのないよう心を配り、「私達が常に寄り添える距離に居る」と感じていただけるように努めている。

3. 重度化、複雑化する入居者ニーズへの対応

※入居者の褥瘡の予防及び悪化の防止

- ・エアマットや褥瘡予防マットの導入に加えて、褥瘡の悪化を招いた過去の反省が教訓となり、職員の褥瘡に対する意識が高まり、少しでも褥瘡のリスクのあるケースについては、予防から行えるようになった。

しかし、入居者の方の超高齢化が進んでいる現状では、短期間であっても発赤等の徴候が出現することもあり、そのような場合、限られた褥瘡予防物品を全ての方に使用していただける状況ではないため、昼夜とも2時間ごとの体位変換を実施している（体位変換はエアマット等を使用していただいている方にも実施している）。

このような努力に加え、看護職員による患部の処置及び衛生管理、皮膚科専門医による訪問診療、栄養士の栄養状態の観察による栄養管理等が継続的になされ、既往の方については、治癒されたケース、治癒には至っていないが大幅に快方に向かっているケースがほとんどとなり、新たな褥瘡の発症についても、25年度は防げている。

※医療的処置の必要のある方、心身の状況の変化が著しい方に対して適切なケアを行うための各職種間の連携の強化

- ・日常的には、入居者の方の最も身近で援助する介護職員による「いつもと様子が違う」といった、小さな変化の気付きが病状の発見を早期にしているケースも多くみられる。

その小さな変化を看護職員に報告することから、医療的処置が進められる。協力医療機関

の西山医院の指示により、外部医療機関への受診が必要となった場合は、生活相談員・計画作成担当者が受診介助を行っている。また、医療的に必要な栄養指導・管理のみならず、嚥下状態にあわせた食事形態は、栄養士によって細やかに対応されており、日々の体調変化に応じた食事形態の随時変更にも柔軟に対応している。

以上のような連携をスムーズに行うため、介護・看護・栄養士・計画作成担当者は毎日カンファレンスを開き、情報の共有に努めている。

施設内の職員に限らず、協力歯科医院による訪問診療や歯科衛生士による定期的な口腔ケア（居宅療養管理指導）、希望される入居者の方には、マッサージ師による施術も行われている。

このように施設内外の専門職が連携を取ってケアに当たっているが、専門的な措置だけで対応できるケースばかりではなく、高齢化の進展に伴う介助量の増加や認知症の重度化による周辺症状の出現に適切に対応していくためには、マンパワーに頼らざるを得ないというケースが増えてきているのが最近の傾向で、特に勤務者の少ない夜間は、夜勤者の負担が従来に比べて重くなってきており、このことは優先的に解決しなければならない事案であり、継続的に検討が必要と考えている。

※要介護度が中軽度の方へのケア

・入居者の重度化が進む半面、特別養護老人ホーム等の介護保険施設に比べ、要介護度が中軽度の方の割合が高いのが、当施設の特徴である。自立され意欲的な入居者の方に対しては、テーマに沿った絵手紙、書道、貼り絵等、作品づくりの機会を提供し、展示することで達成感を得ていただく、また、他の入居者の方には、展示された作品を鑑賞していただくことで季節を感じていただけるよう工夫している。

・「できるだけ自由で、自宅に近い暮らし」を送っていただくことは、当施設の基本方針のひとつであり、可能な方は、お一人で外出もされている。施設の近場にコンビニエンスストアがあり、歩いて買い物に出かけられる方がおられるが、交通量が多い道路の、車からの見通しが悪くかつ横断歩道のない場所を歩いて渡って行かれることに対し、交通事故が起こらないかと以前から懸念されていた。

そこで、週1回の割合で「コンビニ買物デー」を設け、希望される方に対して、施設の公用車を使用したコンビニエンスストアまでの送迎サービスを行うこととした。本サービスは、個別的な外出介助サービス利用料の算定対象外とし、入居者の方の生活の楽しみに資するよう取り組んでいる。

※介護職員等によるたんの吸引等の医療的ケア実施に向けた取り組み

・現在50時間の研修を受けた介護職員のみ、たんの吸引等のケアが認められているが、研修に費やす50時間を現在の勤務体制、人員数の内から捻出するのは非常に困難であり、現在のところ、昼夜間を問わず吸引を必要とする方がおられないこともあって、介護職員による医療的ケアの実施に向けた検討が進んでいないのが実状である。

しかし、入居者の重度化が進んでいる現状を鑑みると、早晚必要となるケアであると危惧している。

※介護技術の習得・向上を目指した勉強会の開催

・これまでも施設外研修を受ける機会は幾度となくあったが、介護技術については既に習得しているものとみなし、主にメンタルな部分に向けた研修が多かったように思われる。

しかし、現実には立ち上がりの介助ひとつとっても、各々の職員によって仕方に違いがあ

るのが現状である。日常の介助は、居室内やカーテンに囲まれたトイレや浴室等の謂わば個室的空間で行われることが多いことから、他の職員がどのような介助を行っているかを目にする機会が少ないため、そのような結果になってしまったのだと考えている。

このことを反省点と捉え、25年度は、介護技術の向上と方法の統一を図るため、研修を受けた職員が講師役となり、個々のケースに応じた介助方法を直接現場で伝達、指導する方法をとるようにした。

※入居者または家族の希望に応じた看取り介護の推進

・25年度は、医療的治療が必要となり外部医療機関に入院され、そのまま退居あるいはお亡くなりになったケースが多く、当施設で看取りをさせていただくことができたのは1件にとどまった。今後も、入居者の方やご家族の意向に応じて、日々お世話をさせていただいた方の最期の時に立ち会えることに誇りを持って、看取りの仕事に臨みたいと考えている。

4. 身体拘束を行わない介護の推進

身体拘束に関する知識の習得、従業者に対する人権擁護、身体拘束禁止に関する啓発

・「身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為」は基本的に行っていない。しかし一方で、認知症による周辺症状がみられる方に、事故に至る恐れのある行動を制限することなく、安全に生活していただくことは非常に難しく、常に対応に苦慮している。

人員の手薄な夜間の時間帯にベッドのサイドレールを増やす等、身体拘束ととられかねない行為もあるが、ベッドからの転落による受傷を回避するには、止むを得ず行っているというのが実状である。

職員は更に知識の習得に努め、人権擁護の観点からの意識を高めるべく、勉強会の開催等を通して、止むを得ず行っている事例についても、常に注意喚起すべきと考えている。

表 21 医療機関への受診の状況（協力医療機関による往診及び入居者単独での通院除く）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	25年度計	24年度計	23年度計	22年度計
件数	21	16	11	23	19	15	11	15	8	19	13	15	186	206	348	299
施設付添	18	15	8	17	14	12	8	13	6	15	10	13	149	176	306	277
家族付添	3	1	3	5	4	3	3	2	2	4	3	2	35	26	38	13
救急搬送	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	4	4	9

表 22 受診科別

診療科	内科	外科	整形外科	胃腸科	神経内科	泌尿器科	循環器科	皮膚科
総合病院	7	0	14	0	7	5	5	12
診療所	7	11	13	0	4	1	6	14
診療科	肛門科	眼科	耳鼻科	心療内科	精神科	救急外来	口腔外科	その他 (CT検査等)
総合病院	0	0	0	0	12	3	0	10
診療所	0	39	2	0	0	0	0	14

入居者の定期健康診断

- ・定期健康診断

平成 25 年 9 月 入居者 48 名 健診機関：西山医院

- ・結核健康診断（胸部エックス線撮影）

平成 25 年 9 月 5 日 入居者 48 名 健診機関：三重県健康管理事業センター

入浴委員会活動記録

○25 年度スローガン「安全で快適な入浴」

○取組内容及び成果

- ・昨年同様好評であった季節に応じた温泉浴「ミックスハーブ湯」と「ゆず湯」を実施し、入居者の皆様に湯の色や香りを楽しんでいただけた。
- ・「冷房中」の札や入浴の連絡板を作成し、浴室掃除用スポンジを 5 個購入した。
- ・年末の大掃除やタイルのカビ取り、及び業者による浴室床面清掃ワックス塗布を行った。
- ・新規入居者や入居者個々の入浴方法の伝達が職員に上手く出来た。

○取り組めなかったこと及び今後の課題

- ・入浴曜日の人数のバラツキの調整が上手くいかず、難しかった。
- ・今後、高齢化に伴い、機械浴の増加が見込まれるので、その対策が必要である。

5. 入居者に安心して生活していただくために、転倒等の事故や感染症の発生の防止

- ・事故防止対策委員会活動記録

○25 年度スローガン

「事故から学び、再発を防止し、サービスの質を向上させる」

○取組内容及び成果

実施内容の記録

日 程	内 容
毎月 1 回	事故報告書を検証し、予防対策の検討を行う。 具体的には、 ・転倒による骨折防止策として、ジョイントマットやヨガマット導入の検討。 ・居室での転倒防止策として、ベッドサイドへのセンサーマットの設置、ベッド柵の設置位置やポータブルトイレの設置位置、設置時間の検討。 ・内出血や表皮剥離になりやすい入居者への対応について、適切な技術や手順でケアにあたっているか検証し、再発防止の手立てを検討。等

表 23 25 年度に発生した主な事故（統計）

事故内容	25 年度	24 年度	23 年度	22 年度	21 年度	20 年度	19 年度
転倒・転落	80 件 (うち骨折 1 件)	95 件 (うち骨折 2 件)	109 件 (うち骨折 2 件)	77 件 (うち骨折 4 件)	54 件 (うち骨折 2 件)	57 件 (うち骨折 5 件)	22 件 (うち骨折 5 件)
誤薬	0 件	0 件	0 件	2 件	1 件	0 件	2 件

誤飲・異食	1件	3件	3件	1件	6件	1件	1件
その他	5件	2件	3件	7件	5件 (うち骨折1件)	2件 (うち骨折1件)	

表 24 25 年度に発生した事故の内訳

発生場面	移動中・・・53件 移乗中・・・4件 その他・・・29件
発生場所	居室・・・65件 トイレ・・・6件 共同生活室・・・6件 廊下・・・2件 浴室・・・2件 その他・・・5件
発生時間	午前0時～午前8時・・・23件 午前8時～午後1時・・・19件 午後1時～午後7時・・・29件 午後7時～午前0時・・・15件

表 25 25 年度に発生した転倒・転落事故の入居者別件数

1年間に転倒・転落事故を起こした件数	10回以上	9回	7回	6回	5回	4回	3回	2回	1回
25年度	3名	1名	1名	1名			1名	4名	12名
24年度	1名	1名	2名 (骨折1名)	1名	2名	3名	3名	6名	13名 (骨折1名)
23年度	2名		4名	1名	2名		6名	6名	10名

○その他取り組んだ事、全体的な成果

- ・25年度の事故発生率は86件で、24年度の100件からは減少している。

発生した事故のうち、転倒・転落事故がほとんどを占めている。これまでに取り組んできた転倒予防・骨折防止策である、自動ブレーキ装置付き車いす、センサーマットの導入に加えて、今年度は、認知症のため居室内で転倒を繰り返される入居者への対応策として、ジョイント（クッション）マットやヨガマットなども導入し、転倒から骨折に繋がらないよう対策を講じた。

その結果、骨折は1件あったが、エレベーター内での転倒により足の小指にヒビが入るという事故であった。その他は大きな骨折等はなく、その取り組みの成果もあったのではないだろうか。

- ・事故により入居者の方が何らかの負傷を負い、それにより医療機関を受診したケースについては、保険者に事故報告書を提出した。

報告事故件数・・・ 3件 事故類型・・・転倒事故 3件
提出先・・・伊勢市 2件、鳥羽市 1件

○取り組みなかったこと及び今後の課題

・同じ入居者が、同じような転倒事故を繰り返すケースが多かったように思われる。何度も転倒を繰り返される方に対して、事故防止対策委員会で検討するも、なかなか効果的な対策が打てないのが現状である。対策を講じる必要があるものの、「見守り強化」や「ナースコールを押してもらおうようお願いする」では解決になっていないという現実があり、事故防止対策の限界が表面化してきている。

・平成 25 年 11 月に、自分で動かれないことがない入居者の顔面に複数の傷が発見され、原因究明のため、複数の職員から聞き取り調査を行ったが、発生時刻や原因の特定はできなかった。調査の結果、介護上の何らかのミスによって、できた傷であるとの結論に至った。

それまで、内出血や表皮剥離に対して「事故」であるという認識が薄かった事もあり、今回の事故についても起こるべくして起こったとも考えられるので、この点を反省し、今後このような事故を防ぐために、どんな小さな傷（打撲、擦り傷、表皮はく離等）でも、発見したら報告し、記録に残すようにしていく。自分で動かれない方の内出血や表皮剥離などは、ケアする側の不注意や技術不足が原因であるので、安全、確実に介護が行えるよう 2 名体制で行うべき部分は 2 名で介助行うなど、日頃のケアを見つめなおし、再発防止に努めたい。

・感染症対策委員会活動記録

○25 年度スローガン「みんなで取り組もう 感染予防」

○取組内容及び成果

実施内容の記録

日 程	内 容
毎月 1 回	共有、個人所有の冷蔵庫清掃と食品のチェック
毎回	食事前に手洗いの声かけと除菌ジェルの実施
平成 25 年 6 月 11 日	施設内研修「食中毒予防の基本と正しい手洗い方法について」
6 月 19 日	施設外研修への参加「福祉現場での感染症予防対策」
11 月 28 日	施設内研修「インフルエンザ Q & A」
12 月 18 日	施設外研修への参加「居室環境面での消毒と感染予防」

○その他取り組んだ事、全体的な成果

- ・嘔吐物処理キットの整備と不足品の補充、消毒液の作成を不定期だが行った。
- ・「インフルエンザ Q & A」「ノロウイルスについて」「褥瘡について」「食中毒警報発令に伴う注意事項」の資料を掲示し、職員の知識を高めた。
- ・昨年度に引き続きノロウイルス等感染性胃腸炎、インフルエンザのまん延が起きなかった。
- ・嘔吐物処理手順書を作成し、全職員による実践練習を行った。
- ・各広場キッチンで布製タオルを感染症まん延防止のため使用廃止し、ペーパータオルに変更した。
- ・従来の感染症食中毒対応マニュアルには給食業務委託事業所との関わりについての記載がなかったため、改正を行った。

○取り組みなかつたこと及び今後の課題

- ・手順書に沿ってシュミレーションすることで一部の職員より貴重な意見を聞くことができたが、それらを取り入れたものは作成できなかった。次年度では嘔吐物処理手順書の追記及び修正を行い、実践に役立つものにしていきたい。
- ・キッチンの布製タオルは廃止しペーパータオルに変更したが、収集癖のある入居者の方が持って行ってしまいうため、使いやすい場所に設置できないという問題があった。26年度は使用時の利便性について考慮した設置をさらに検討していきたい。

6. 入居者の生活の質の向上

※体操やカラオケの時間のメニューの充実

※ゆったりと団らんしていただける機会の提供（コーヒータイムの実施）

・QOL向上委員会活動記録

○25年度のスローガン：「生活リズムを整え、維持しよう」

○取り組み内容

日 程	内 容
毎週日曜	コーヒータイム
平成25年4月	口腔機能向上カレンダー作成
5月	お口の体操（パタカラ体操）の実施
6月	お口の体操（きらきら星）の実施
8月	お口の体操（ドレミの歌）の実施
11月	歌いながらの体操の実施（DVD, CDを使用）
12月	歌体操の歌詞作成
平成26年2月	伊勢方言カルタの実施
3月	間違い探しゲームの実施

○その他取り組んだこと、全体的な効果

- ・口腔機能の維持向上をメインテーマに取り組んだ。口腔機能向上カレンダーを作成し、年間を通してお口の体操を実施した。
- ・日課となっている体操については、これまで実施してきたタオル体操以外のバリエーションを増やすべく、専門書籍やDVDを購入し、唱歌等に合わせた体操を実施した。
- ・音楽を使ったレクリエーションは、ほぼ毎日各階の10時からの体操時に実施することができた。体を自由に動かすことができない方でも、リズムを取ったり、歌を歌ったりされ、楽しく過ごしていただくことができたと考えている。

○取り組みなかつたこと及び今後の課題

- ・口腔機能向上カレンダーによる口腔機能訓練について、QOL委員の伝達不足により、担当する職員により、実施にバラつきがみられた。

※入居者の希望や意見に沿ったレクリエーションの企画提案の実施

・行事委員会活動記録

○25年度のスローガン「季節感を味わっていただき、エコで物作り」

○取り組み内容

日 程	内 容
平成 25 年 5 月 13 日～16 日	お出かけ：回転寿司ツアー
6 月 10 日～14 日	お出かけ：しょうぶ・紫陽花鑑賞ツアー (二見しょうぶロマンの森)
7 月 7 日	七夕飾り
8 月 26 日	紙芝居を見て涼を楽しむ、おやつであんみつ作り
9 月 2 日	プチ運動会
10 月 6 日	賀集楽まつり～食欲の秋・スポーツの秋～
11 月 25 日～29 日	お出かけ：紅葉ドライブ（神宮徴古館）
12 月 20 日, 23 日, 25 日	クリスマスケーキづくり
平成 26 年 1 月 9 日	新春もちつき大会
2 月 2 日	節分行事
3 月 2 日	お雛さま企画、甘酒づくり

○その他取り組んだこと、全体的な効果

・25年度は毎年恒例の賀集楽まつりの開催時期をずらし、従来の夏まつりから秋まつりに変更して開催した。また、これまで夕方から夜にかけて行っていた開催時間も昼間に変更した。夏の猛暑を避けたつもりが、10月にしてはかなり暑かったのは想定外だったが、夜とは違い昼間は足元が見やすかった等のご意見をいただき、好評であった。

○取り組めなかったこと及び今後の課題

・全体を通して、もう少しボランティア等の外部の方に来ていただいてもよかったのではないかと。
 ・入居者の方とご家族がふれあいを持つことができる行事を企画したかったが、できなかった。

※地域のボランティアや専門家を招いての趣味活動の充実

表 26 ボランティア、地域交流の記録

平成 25 年 6 月 3 日～21 日	さわやか福祉専門学校 介護実習生 2 名受け入れ
6 月 16 日	豆の木グループ 歌の慰問 (7 名)
8 月 4 日	進修小学校 5 年生 お手伝い・レクリエーション (3 名)
8 月 7 日	進修小学校 5 年生 お手伝い・レクリエーション (2 名)
8 月 27 日～28 日	日本福祉大学の実習 (1 名)
9 月 9 日～23 日	さわやか福祉専門学校 介護実習生 2 名受け入れ
10 月 6 日	賀集楽秋祭り 古市翔龍太鼓、音玉衆(三味線演奏)、ゆりの会(踊り)、よさこいソーラン、親和会、猿田彦神社(備品借用)
平成 26 年 1 月 7 日	進修小学校 6 年生 総合学習 (3 名)
1 月 20 日～31 日	さわやか福祉専門学校 介護実習生 2 名受け入れ
3 月 16 日	カラオケ愛好家によるカラオケ・トーク (1 名)
・介護相談員 (2 名) 月 1 回訪問 ・絵手紙講習 (講師 4 名) 月 1 回開催 ・書道講習 (講師 3 名) 月 1 回開催 ・パン屋さん(あんぱん)訪問販売 月 2 回開催	

※ご家族との交流の推進

表 27 面会の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	月平均
延べ件数	149	147	130	138	138	152	144	156	190	151	106	170	148
延べ人数	235	229	199	203	238	217	201	217	290	234	156	249	222

7. 接遇・マナー向上への取り組み

・接遇マナー向上委員会活動報告

○25年度スローガン「安心・信頼・満足を届けよう」

○取り組み内容

日 程	内 容
平成 25 年 5 月	・職場内研修会についての職員アンケートを実施 ・入居者の方への接遇マナー向上のための職員アンケートを実施
6 月	・接遇マナー向上のための研修会に委員が参加 ・接遇マナーの重要ポイントを職員に紹介（回覧） テーマ：「介護スタッフに必要な資質について」
7 月	接遇マナー実践研修会の内容紹介（回覧）
8 月	職場内研修会「高齢者介護における薬の基礎知識」開催
9 月	・職場内研修会「高齢者福祉・介護の制度について」開催 ・接遇マナーの重要ポイントを職員に紹介（回覧） テーマ：「評判の良い事業所や施設の訳」
10 月	接遇マナーの重要ポイントを職員に紹介（回覧） テーマ：「身だしなみの三原則について」
11 月	・職場内研修会「認知症サポーター養成講座」開催 ・接遇マナーの重要ポイントを職員に紹介（回覧） テーマ：「利用者様が求める職員像について」
平成 26 年 1 月	接遇マナーの重要ポイントを職員に紹介（回覧） テーマ：「チームワークについて」

○その他取り組んだこと、全体的な効果

・接遇マナーについての知識の伝達と施設内研修会の企画実施が当委員会の活動の二本柱である。

接遇マナーに関して、委員自身の理解を深めるため、専門図書の購入や研修会への参加を通して知識の習得に努めた。そして、そこで得られた知識や考え方を、毎月テーマを絞って職員に紹介した。研修会については、アンケートで職員から提案されたテーマに関する研修会を企画実施した。

接遇マナーの紹介も研修会の実施も、入居者の方により良い介護を提供できるようになるための取り組みであり、これからも入居者の方に「安心・信頼・満足」をお届けできるよう、努力していかなければならない。

○取り組めなかったこと及び今後の課題

・研修会の開催に関して、業務繁忙のため、予定していた研修会の一部を開催することができなかった。

8. 苦情要望への対応

表 28 苦情受付の状況

受付日	申出者	申出内容（概要）	対応経過（概要）
H25. 6. 16	入居者 A 様 ご家族	(入居者 A 様) 居室の温度管理について、気を配ってほしい。	各居室に温・湿度計を設置。温度・湿度の管理を日常業務に組み込み、徹底していく。
H25. 7. 22	入居者 B 様 ご家族	①入居者 B 様に対しての職員の対応に、不快感を感じている。 ②職員によって言う事が違う。職員間の情報の共有、連携不足なのではないか。 ③職員の名札について、付けていない職員がいるので、誰に話をしたのか分からない。	①入居者様、ご家族様に対しての対応、接し方を見直していく。 ②B様のケアについては、細かな事でもご家族に報告していく。関係職種で連携をとっていく。 ③1階ホールに職員一覧（写真・氏名記載）を掲示することとした。
H25. 11. 6	入居者 C 様 ご家族	(入居者 C 様) 顔面の打撲、傷について、なぜこのような事が起こったのか。以前にも、胸に内出血があり、不審に思った。誰かが故意に行ったのではないか。	・原因についての複数職員に聞き取り調査を実施。調査の結果、虐待の事実は確認できず、介護上の過失による受傷と認定。申出者にもその旨を報告。 ・ご家族からの希望により夜間（就寝介助終了後～朝食介助時）居室の施錠を行う。オムツ交換や体位変換時の介助を行う際は開錠。施錠・開錠時刻を介護日誌に記録する。 ・傷等を発見したら報告・記録を行うよう徹底する。
H26. 2. 6	入居者 D 様	夜間排便がしたいとコールすると、対応した職員によっては「オムツの中にしたって」と言われるのが辛い。「時に、ちょっと待って下さいと言う人もおるけどな、たいがい少し待っていると来てくれるんさ。だけど、そのヘルパーさんは待っててと言った後、1時間くらいこないこともあった。」と話される。	・介護主任より、申出の対象職員に事実確認する。そのような対応はしていないとのことであったが、そのように誤解をされてしまうのには声かけの仕方に原因があったのではないか。好意的な気持ちをもった言動であれば、必ず相手に伝わるという事を念頭において業務にあたるよう指導を行った。 ・D様に対しては、介護主任よりお詫びし、改善、指導を行っていくと説明を行う。 ・後日、D様に対象職員の対応を伺うと、「気持ちよく対応してくれた」とのことであった。

V. 給食について

1. 委託事業者の変更に伴い、これまで以上に充実した食事サービスを提供できるよう、緊密に事業者との連携を図る。

・平成24年4月から給食業務委託事業所を奈良県に本社を置く(株)ダイショクに変更した。これまでのセントラルキッチン方式とは違い、現場調理のため日々の細かな打ち合わせがこれまでよりもスムーズに出来て、厨房の様子も理解しやすいことがまず感じとれた1年目。そして、25年度は2年目に当たる。4月から一部の職員の異動もあり心配されたが、6月に、前年度の評価をみるための給食に関するアンケートを行い、結果を共有した。そして、利用者の意見をもとに、味付けの好みや日々感じていることなどを理解してもらい食事の改善に取り組んだ。

・事業者には、防災訓練や賀集楽祭り、食事レクなど施設行事に積極的に参加してもらうよう働き掛け、利用者との交流を図り、お互いにより親しんでもらえるような機会を設けた。

・月例の給食会議では、業務連絡の他に日々の中で気付いた事や困っている事とその改善策、新しいメニューの試食、食品衛生や感染症対策について、他事業所で実施したレクについて…など様々な事柄についての意見交換の場となるよう努めた。

・備蓄用食品の入替に伴い、賞味期限の近づいている品をメニューに組み入れたり、急な食事変更や細かな変更事項にも迅速に対応できる体制を整備することができた。

2. できるだけ“できたて、アツアツ”を召し上がっていただける取り組みを推進する。

・「熱いものは熱いうちに、冷たいものは冷たく」召し上がっていただくことは、長年の課題でもあるが、今年度も目標達成出来なかった。

・昨年度実施した以外に新たな取り組みとして、まずお茶を配膳するやかんをキーパーに変更した。それにより保温力も持続し、お茶が腐りにくくなった上に、作業効率もあがった。その他、麺類や汁ものがメインの料理の時は、掛け汁のみフロアでかけてもらうようにした。職員の協力なくてはできないが、温かさも幾分保たれ、厨房でも他の盛り付けを通常よりも遅らせる事ができる。このように、現在行っている工夫は今後も続けていくが、この課題を解決に導くには、設備や人員体制面での見直しも含めて検討を行う必要がある。

3. イベント食の充実～入居者の誕生日、ご当地メニュー、バイキング形式の食事提供

・入居者の方のお誕生日（昼食時）に、赤飯とミニカードでお祝させていただいた。喜んでいただいたため、26年度も引き続き実施することとした。

・都道府県ごとのご当地メニューや郷土料理を毎月召し上がっていただいた。初めて食べるものもあり何度も試作を繰り返すメニューやもう一度食べたいとリクエストをいただいたものもある。1年に12県しか出来ないため、26年度も引き続き実施する。

・おやつバイキングや事業者の寿司職人を招いてのにぎり寿司パーティー、クリスマスケーキの飾り付けなど日々の給食とは又違った食事提供をし、楽しい時間を過ごしていただいた。

4. 重度化、複雑化する入居者ニーズへの対応

※嚥下困難者に対するソフト食（ゼリー食、ミキサー食）の提供

・昨年より現場調理方式に変わった事により、ソフト食の提供が可能になった。

現在、提供しているソフト食は下表の通り。

ゼリー食	全食事	3名
	汁のみ	3名
ミキサー食	とろみ有	1名
お粥、超刻み食	とろみ有	1名
	少・とろみ有	3名
お粥、刻み食	少・とろみ有	1名
軟飯、刻み食	とろみ有	1名

・糖尿病で食事コントロールを要する5名の方にはカロリー調整と1日の食事変動が少ないようにご飯量を3段階にして実施している。

・食事形態に手を加えなければならないケースが増えてきており、入居者の方の体調等によっても日々変化しており、厨房職員の作業負担は増加かつ複雑化している。

※食事が低下してきた方に対する対応策の拡大、体調不良時における食事の対応

・心身の状態が低下し嚥下や咀嚼が困難になる、あるいは食事に対する意欲が減退する等の理由で食事が減ってきた方に対しては、必要最低限の栄養や水分を摂っていただけるよう、適宜栄養補助食品の摂取を進めた。

しかし、栄養補助食品の費用は別途入居者の方の負担となるので、摂取量が多くなると負担も重くなってしまいます。よって食事量の少ない時、医師から摂るよう指示があった時に限定して栄養補助食品を摂っていただき、食事が戻ってきたら補助食品を中止するなど、臨機応変に対応しており、必要栄養量や水分摂取という点では、適切に機能している。

・一時的な体調不良による食事形態の変更にも随時対応している。体調が安定せず、1日単位で頻繁に食事形態の変更を要するケースもあったが、委託事業所の協力のもと、入居者の方の要望に応じた形態で食事を提供することができた。

表 29 選択メニュー、行事食の実施状況

	選択メニュー・季節のメニュー
4月	季節・・・お花見膳(4/1)、刺身、菜の花の和え物、ぜんまいの煮物、桜ようかん、桜餅、筍ご飯 郷土(三重)・・・てこね寿司、伊勢うどん、たこめし お誕生日の祝碗(赤飯)・・・3名
5月	季節・・・端午の節句膳、柏餅、ぜんまいと厚揚げの煮物、山菜ごはん、 郷土(愛知)・・・みそかつ、天むす、そうめん レク・・・どら焼きを作ろう(5/16) お誕生日の祝碗(赤飯)・・・4名
6月	季節・・・ゆで豚の胡麻ソース、筍とふきの煮物、菜花の和え物、冷やし中華、胡瓜とトマトのおろし和え、冷やしぜんざい、葛まんじゅう、水無月ゼリー、メロン 郷土(大阪)・・・お好み焼き、串カツ、紅ショウガ入りかき揚げ、小田巻き蒸し、堂島ロール風 お誕生日の祝碗(赤飯)・・・1名

7月	季節・・・冷やし中華、山菜のおろし和え、茄子と豚肉のしぎ焼き、冷やしぜんざい、メロン、アイスクリーム、五目素麺、すいか、七夕ゼリー 郷土（静岡）・・・うな井、富士宮焼きそば、桜エビのかき揚げ お誕生日の祝碗(赤飯)・・・3名
8月	季節・・・八朔餅風おはぎ、茄子といんげんのぬた、茄子の揚げ浸し、五目素麺、アイスクリーム、うなぎのかば焼き、麦ごはん、とろろ汁、冬瓜の含め煮、枝豆、水ようかん、お盆汁、お盆のおはぎ、牛肉のマリネ、冬瓜のそぼろ煮、冷やっこ 郷土（沖縄）・・・ゴーヤチャンプル、沖縄そば、パイナップルゼリー お誕生日の祝碗（赤飯）・・・5名
9月	季節・・・敬老の日の祝膳、さつま芋の甘煮、きのご飯、月見団子、月見天そば、彼岸のおはぎ、秋野菜の吹き寄せ煮、さつま芋コロケ、萩ご飯、秋刀魚の塩焼き 郷土（広島）・・・広島風お好み焼き、あなご飯、もみじまんじゅう、レモンのデザート お誕生日の祝碗(赤飯)・・・6名
10月	季節・・・松茸ごはん、栗ぜんざい、味噌煮込みうどん、鱧の天婦羅、秋野菜の吹き寄せ煮、おでん 郷土（京都）・・・秋の京風弁当、湯豆腐、あん入り生八橋 お誕生日の祝碗(赤飯)・・・4名
11月	季節・・・柿の水ようかん、お刺身、温州ミカン、栗ご飯、ほうれん草の白和え、カブのかにあんかけ、鬼まんじゅう、温かいぜんざい 郷土（青森）・・・生姜味噌おでん、八戸せんべい汁、ひつつみ、黒石つゆ焼きそば お誕生日の祝碗(赤飯)・・・2名
12月	季節・・・カブのかにあんかけ、おでん、お刺身、フライドチキン、ミートローフ、かぼちゃの煮物（冬至）、かぼちゃケーキ、柚子まんじゅう、年越しそば 郷土（山形）・・・芋煮 レク・・・にぎり寿司パーティー、クリスマスの手作りケーキ お誕生日の祝碗(赤飯)・・・2名
1月	季節・・・お正月膳とミニおせち（1日～3日）、雑煮、すき焼き、おでん、クリームシチュー、上用饅頭、市松ようかん、肉まん、あんまん、苺のミルクゼリー 郷土（北海道）・・・石狩鍋、三平汁、じゃがバター、チーズケーキ レク・・・餅つき、鍋パーティー お誕生日の祝碗(赤飯)・・・5名
2月	季節・・・七種巻き、節分のおやつ、カブのそぼろ煮、クリームシチュー、のっぺい汁、けんちん汁、豚肉と大根のべつ甲煮、ビーフシチュー、ほうれん草の白和え 郷土（東京）・・・江戸前寿司風、人形焼き お誕生日の祝碗(赤飯)・・・10名
3月	季節・・・桜餅、桃の節句膳、菜花の和え物、山菜のおろし和え、草餅、雛あられ、彼岸のおはぎ、菜花のピーナツ和え、 郷土（長崎）・・・長崎ちゃんぽん、カステラ、かんころ餅風 お誕生日の祝碗(赤飯)・・・4名
通年の取組み	納豆のセレクト朝食(月1回)、茶碗蒸し(月1回)、パン朝食(毎週日曜)、備蓄非常食の入替え(4月：賞味期限に合わせて)、食事に関するアンケート(6月)

VI. 収支決算について

※資金収支について

経常活動収支差額は18,987,376円で、最終予算より約2,300,000円増えている。これは、1年を通して高稼働率を維持できたため、介護保険収入等が予測より若干多くなったことと、人件費、経費支出を予算以上に抑えることができたことによる。

これに施設整備等による収支と財務活動による収支を加えた当期資金収支差額は7,144,824円となり、赤字を想定していた最終予算より約8,400,000円増えている。大幅に増収となったのは、これまで流動負債に計上していた入居保証金（利用料が滞納された場合の保証金として、入居者の方からお預かりしている金額。1人当たり120,000円。滞納がなければ、退居時に全額返金する。）6,000,000円を、一時的なものではなく長期にお預かりするものであることから、固定負債に振り替えることとし、振替と同時に、同額を財務活動による収支の部に長期預り金収入として計上したことによるものである。

前期末支払資金残高を加えた最終的な支払資金残高は、17,199,893円となる。

※事業活動収支について

今年度の事業活動の成果を表す事業活動収支差額は6,415,037円で、24年度より約6,500,000円の増額となった。要因としては、人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料の徴収開始による収入増が最も大きい。また、賞与削減等の人件費総額の抑制や経費の節減といった収支改善のために打った策も一定の効果を上げた。

事業活動収入の国庫補助金等特別積立金取崩額、同支出の減価償却費がそれぞれ前年度より大きく増えているのは、平成25年2月に取得したスプリンクラー設備の分である。

平成25年11月の指導監査での指摘を受けて、今期より賞与引当金の計上を開始した。26年度の賞与支給予定額のうち、25年度末での支給対象期間の経過分に対応する額を見積もり、その見積額4,312,000円を25年度の費用として事業活動支出に計上している。

事業活動外収支の部、特別収支の部を加えた当期活動収支差額は2,725,099円となり、前年度に比べ約6,800,000円増額している。前期繰越活動収支差額を加えた最終的な次期繰越収支差額は、94,684,904円となる。

※貸借対照表について

資産の部では、これまで誤って基本財産に計上していたケアハウス賀集楽の隣地（宇治浦田三丁目801番）を、期中に運用財産（その他の固定資産）に振り替えたため、当該土地の取得価額36,500,000円が差し引きされている。

負債の部では、流動負債に計上されていた入居者保証金（預り金）6,000,000円が固定負債に振り替えられ、新たに賞与引当金4,312,000円が流動負債に計上されている。

資産合計から負債合計を引いた純資産の額は259,844,673円となり、前期末より4,714,891円の減となっている。

以上

表 30 ケアハウス賀集楽 経営指標

		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
実績データ	年間延べ在籍者数	13,820人	17,457人	17,860人	17,650人	17,270人	18,048人	18,151人	18,168人		
	(1日あたりの在籍者数)	(41.2人)	(47.8人)	(48.9人)	(48.3人)	(47.3人)	(49.4人)	(49.7人)	(49.8人)		
	在籍率	82.5%	95.4%	97.9%	96.7%	94.6%	98.6%	99.5%	99.6%		
	年間延べ入居者数	13,453人	16,846人	17,485人	17,342人	16,820人	17,822人	17,844人	18,058人		
	(1日あたりの入居者数)	(36.9人)	(46.0人)	(47.9人)	(47.5人)	(46.1人)	(48.7人)	(48.9人)	(49.5人)		
	入居率(年稼働率)	80.3%	92.1%	95.8%	95.0%	92.2%	97.4%	97.8%	98.9%		
年間平均職員数(常勤換算後)	全職員	25.9人	26.8人	29.8人	32.8人	32.0人	33.1人	33.8人	33.7人		
	介護・看護	18.4人	18.9人	21.4人	24.0人	23.1人	23.2人	22.6人	22.6人		
機能性	サービス提供職員基準充足率	全職員	119.3%	123.5%	137.3%	151.1%	147.4%	152.5%	154.8%	155.2%	年間平均職員数(常勤換算後)÷サービス提供職員基準数(※1)×100(%)
		介護・看護	110.1%	113.1%	128.1%	143.7%	138.3%	138.9%	135.3%	135.3%	
	入居者10人あたりの職員数	全職員	6.45人	5.75人	6.22人	6.90人	6.95人	6.81人	6.91人	6.80人	常勤換算職員数÷一日平均入居者数×10
		介護・看護	4.58人	4.05人	4.46人	5.05人	5.02人	4.77人	4.62人	4.56人	
	入居者1人1日あたりの事業収入	10,400円	10,319円	10,317円	10,835円	10,813円	11,095円	10,967円	11,087円	事業活動内収入(※2)÷年間延べ入居者数	
費用の適正性	入居者1人1日あたりの人件費・経費支出	8,043円	7,869円	8,988円	9,906円	10,595円	10,055円	10,292円	9,833円	(人件費支出+事務費支出+事業費支出)÷年間延べ入居者数	
	経費率	20.4%	19.8%	20.3%	20.2%	20.8%	18.2%	19.9%	18.9%	(事業活動支出-人件費支出-給食費-減価償却費-賞与引当金繰入額(※3))÷事業活動収入×100%	
	職員1人あたりの年間給与費	2,715,630円	3,329,877円	3,594,358円	3,663,015円	3,891,701円	3,831,583円	3,930,618円	3,887,449円	(人件費支出+福利厚生費+賞与引当金繰入額)÷常勤職員換算数	
	人件費率	48.9%	50.1%	58.0%	62.5%	67.1%	62.9%	66.4%	63.1%	(人件費支出+福利厚生費+賞与引当金繰入額)÷事業活動収入計×100%	

生産性	職員1人あたり年間事業活動収入額	5,540,378 円	6,645,036 円	6,194,454 円	5,855,918 円	5,797,617 円	6,082,332 円	5,914,734 円	6,161,689 円	事業活動収入計 ÷常勤換算職員数
	労働生産性	3,353,069 円	4,164,398 円	3,825,896 円	3,655,181 円	3,715,529 円	3,989,309 円	3,886,956 円	3,919,702 円	付加価値生産額(※2) ÷常勤換算職員数
	労働分配率	80.3%	79.4%	92.9%	99.5%	103.8%	95.2%	100.2%	95.3%	人件費支出 ÷付加価値生産額×100%
収益性	事業活動収支差額比率	11.8%	12.8%	4.2%	0.3%	-4.8%	3.2%	-0.08%	3.08%	事業活動収支差額 ÷事業活動収入計×100%
	経常収支差額比率	6.46%	10.1%	1.8%	-2.0%	-7.0%	0.9%	-2.03%	1.32%	経常収支差額 ÷事業活動収入計×100%
安定性	純資産比率	48.1%	50.7%	51.9%	52.5%	50.8%	51.5%	52.5%	57.2%	純資産÷資産の部合計 ×100%
	流動比率	394.1%	454.5%	447.0%	247.3%	198.2%	178.3%	119.1%	167.5%	流動資産÷流動負債 ×100%
	現金預金保有率	8.6%	10.4%	11.1%	10.6%	3.32%	3.93%	1.79%	2.08%	(現金預金+積立預金) ÷総資産×100%

※1 サービス提供職員基準数

施設長(管理者)1名+生活相談員1名+看護及び介護職員16.7人+計画作成担当者1名+栄養士1名+事務員1名=21.7名
(調理員は外部委託ため、機能訓練指導員は兼務のため対象から外す)

※2 事業活動内収入=事業活動収入-国庫補助金等特別積立金取崩額

※3 賞与引当金繰入は、平成25年度決算より開始(平成24年度分までは計上していない)。

※4 付加価値生産額=人件費支出+借入金利息支出+経常収支差額